

## ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習のご案内

令和2年6月の「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則」の改正により、ずい道等の掘削等作業主任者の職務内容に「換気等の方法の決定、呼吸用保護具の選択・機能の点検等」が追加されるとともに、作業主任者技能講習の講習科目に「粉じん濃度等の測定、換気の方法」が追加されたところです。

このため、令和4年4月以降は、新たに追加された講習科目を修了した者のうちから、「ずい道等の掘削等作業主任者」を選任する必要がありますが、特例措置として、「大分労働局長が定める講習〔追加された科目だけの技能特例講習〕を修了した者」から選任することとされました。

つきましては、大分労働局長が定める講習を下記のとおり開催することとしましたので、この機会に受講していただくようご案内します。

なお、本特例講習は、令和6年3月までに受講しなければならないことを申し添えます。

また、本講習は、全国土木施工管理技士会のCPDSの学習プログラムの申請を行い、その認定を得ております。

### 記

#### 1 講習日時及び場所

	日	時	場 所
第1回	令和5年 6月 6日(火)	8時50分 ~ 11時40分	大分職業訓練センター 【 大分市下宗方古川1035-1 】
第2回	令和5年 9月 27日(水)	13時00分 ~ 15時50分	
第3回	令和5年 10月 16日(月)	13時00分 ~ 15時50分	
第4回	令和6年 2月 5日(月)	13時00分 ~ 15時50分	

2 定 員 40 名

3 受講資格 令和3年3月31日までに「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」を修了した方。  
★ 「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了証」の写しを必ず添付して下さい。

4 受講料 7,744円 (内テキスト代 2,244円)  
受講料及びテキスト代は、消費税込(10%)の金額です。

#### 5 講習内容

講習の科目	講習科目の範囲	時 間
作業環境などに関する知識	空気中の粉じんの濃度などの測定方法 換気等の方法 呼吸用保護具	1時間30分
関係法令	法、労働安全衛生法施行令、安衛則及び粉じん障害 予防規則中の作業環境の改善方法等に関する条項	30分
修了試験		20分

#### 6 申込方法

- 証明写真(3.0cm×2.4cm・6か月以内に撮影したもの)を貼付した申込書(ずい道特例講習用)と受講料を添えて、建設業労働災害防止協会大分県支部にお申込み下さい。
- 「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了証」の写しを添付してください。また、講習会当日に原本を確認しますので、講習会場に必ずお持ちください。
- 申込方法は窓口持参と郵送があります。郵送の場合は、受講票送付用として、84円切手を貼った返信用封筒(宛名を記入)を同封して下さい。ホームページに詳細を記載しております。
- 個人情報保護法により、修了証は直接本人に郵送します。簡易書留郵送用の404円切手を貼付した修了証送付用小形定形封筒(本人宛の宛先を記入)を添えてお申込み下さい。

◎ 申込者が定員に達したときは、締め切ります。

申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代は出来ます。

◎ 所定時間に遅刻・早退した方には、修了証を交付しません。早めに来て講習前に受付を済ませて下さい。

◎ CPDSを希望される方は、運転免許証等のご本人確認ができるもの(顔写真付)をご持参下さい。

◎ 技能講習については、実施状況の記録を行いますので、ご了承願います。

◆照会先 建設業労働災害防止協会 大分県支部 (略称: 建災防)

〒870-0045 大分市城崎町 3丁目3-41

TEL 097(538)0745

FAX 097(538)0323

《ホームページ》 <https://www.kensaibo-oita.com/>

